

香川おもいやりネットワーク事業の取組み

— “香川型” 福祉でまちづくりをめざして—

平成30年度事業実施報告書

香川おもいやりネットワーク事業とは

地域の方たちが抱える「生活のしづらさ」におもいを寄せ、寄り添い、その方が暮らす地域におもいをめぐらし、地域の様々な課題を社会福祉関係者の連携・協働により受け止め支援し、地域でトータルで支えることのできる仕組みづくりを通じて、お互いおもいやり、支えあうことのできる地域づくりを進めていく取組み（機能・仕組みづくり・支援のツール）である。

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会
社会福祉法人香川県社会福祉協議会

目 次

香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景	1
2 香川おもいやりネットワーク事業（機能）のめざすところは	2
3 参加法人の状況	3
4 主な事業の取組み実績	
1 総合相談・支援事業	6
2 地域のネットワーク体制づくり	13
3 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進	14
4 総合相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）	19
5 香川おもいやりネット基金の創設	20
5 香川おもいやりネットワーク事業決算状況	24

参考資料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱	29
香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費	32
香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿（平成31年3月31日現在）	33
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程	34
香川おもいやりネットワーク事業 総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿 （平成31年3月31日現在）	35
香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領	36
香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領	37
香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業実施要綱	41
香川おもいやりネット認定事業実施要領	43

－社会福祉法人施設と社協が連携した「地域における公益的な取組み」－ 香川おもいやりネットワーク事業の取組み実績について

1 香川おもいやりネットワーク事業実施の背景

地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題・生活課題が深刻化している。

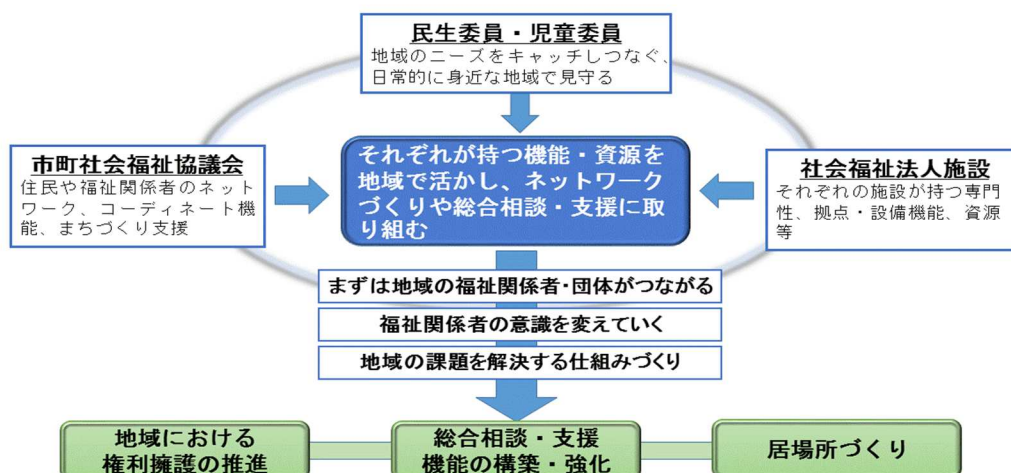
このような課題に対応するため、香川県内の社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等が協働し、支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりをめざし、香川県社会福祉法人経営者協議会、香川県老人福祉施設協議会、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の4団体で香川県協働プロジェクト委員会を平成26年6月に設置し、香川県としての協働の取組みについて協議を重ねた結果、香川おもいやりネットワーク事業として、平成27年4月から事業に取り組んでいる。

香川おもいやりネットワーク事業では、協議の最初の段階から民生委員・児童委員の方にもメンバーとして加わっていたただいている。これは、この事業で民生委員・児童委員が地域で抱える世帯の様々な課題を、社会福祉法人施設や社協が連携して受止めて総合・相談支援につなぐとともに、地域における福祉関係者のネットワークの構築にも重点を置いて事業を進めたいという、プロジェクト関係者の強い思いからくるものであった。

また、全17市町社協がこの事業に参加しており、事業を進めていくうえでのコーディネートの役割を担っている。

香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設や社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かして、民生委員・児童委員等と連携して地域のニーズに対応する取組みであり、平成28年3月31日に改正された社会福祉法において責務として規定された「地域における公益的な取組」として、全県的な実施をめざしてこれまで取り組んできた。

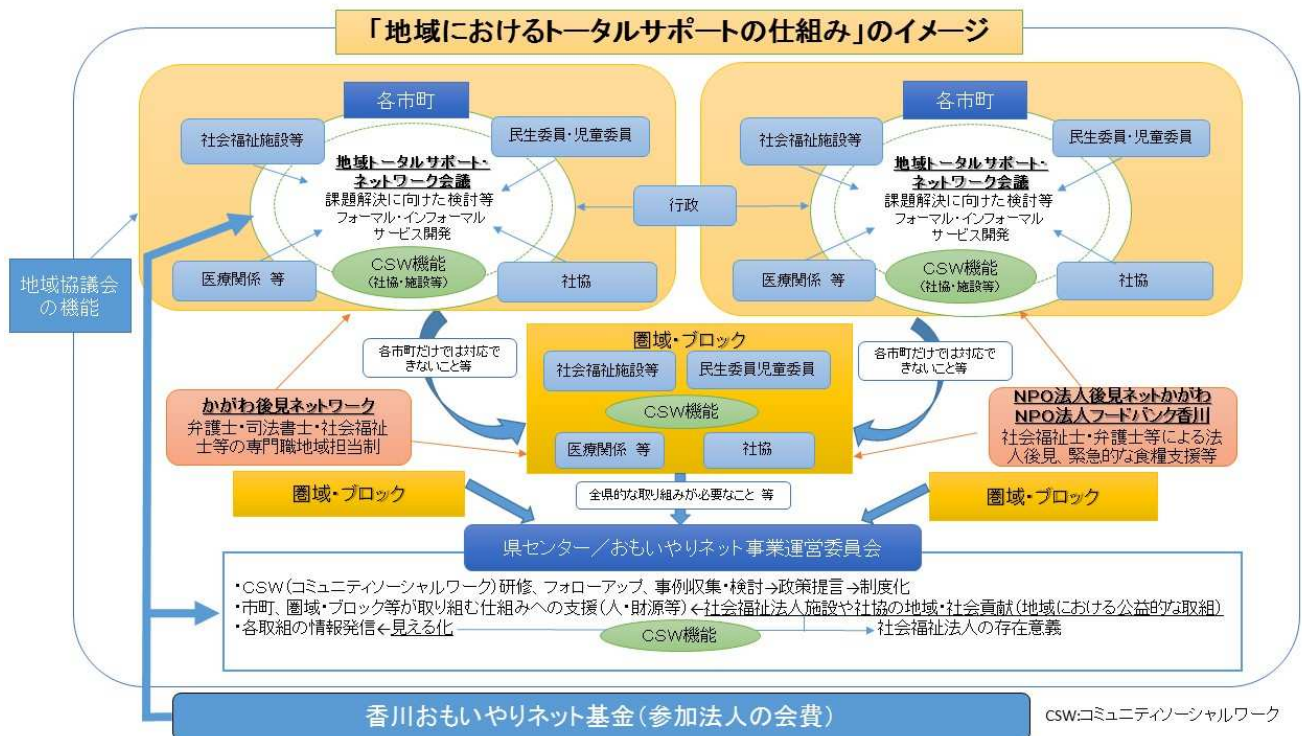
香川おもいやりネットワーク事業の仕組み(機能)



2 香川おもいやりネットワーク事業（機能）のめざすところは

香川おもいやりネットワーク事業は「地域におけるトータルサポートの仕組みづくり」であり、社会福祉法人施設と社協と民生委員・児童委員がつながり地域の課題を解決する協働の取組みを通じて、次の3点をめざしている。

- (1) 事業に参加する社会福祉法人施設や社協、民生委員・児童委員等それぞれが持つ機能を活かして、地域のあらゆる福祉課題・生活課題を受け止めるネットワークをつくり、つなぎ、つながり地域で課題を解決する仕組みをつくる。
- (2) 支援を必要とする方たちの、地域での自立生活をトータルで支える仕組み（総合相談・支援の取組み）をつくる。
- (3) この事業は、社会福祉法の改正により、社会福祉法人の責務として規定されている「地域における公益的な取組」として実施するものであり、地域のセーフティネットとしての役割を社会福祉法人が主体的に担う。



また、香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設が中心となって全国的展開されている「生活困窮者レスキュー事業」と言われている経済的支援（現物給付）やワンストップ型の総合相談・支援事業をベースにしているが、施設や民生委員・児童委員のネットワークを大事にしつつ、次の点を特徴としている

- (1) 事業の立上げの段階から推進まで、民生委員・児童委員に参画・協力いただいている。
 - ⇒民生委員・児童委員と社会福祉施設、社協がつながる仕組みである。
- (2) 17市町社協全てが事業に参画し、各市町のコーディネート（プラットフォーム）の機能を担っている。
- (3) 事業ではなく仕組みづくりであり、機能である。制度の狭間の制度ではない。

- (4) 生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業、成年後見事業（法人後見）等と一体的に取り組んでいる。

3 参加法人の状況

- (1) 参画法人数 79 法人 / 192 法人（平成31年3月31日現在）
加入率 41.1%

【内訳】 98 施設・18 県市町社協、計 116 か所
特別養護老ホーム 41、介護老人保健施設 5、養護老人ホーム 3、
軽費老人ホーム・ケアハウス 8、障害者支援施設（入所）12、
障害福祉サービス事業所（通所）11、救護施設 1、保育所 11、
その他の施設 6（老人介護支援センター 1、老人デイサービス事業所 2、
高齢者複合施設 2、無料低額宿泊所 1）、県市町社協 18

- (2) 参画法人数等の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
法人数 (%)	57 (30.5)	66 (34.9)	78 (40.6)	79 (41.1)
社会法人福祉施設数	69	79	96	98
県・市町社協数	18	18	18	18

- 平成30年度新規加入法人・施設（計2施設）
ア 保育所等（1施設）
・ 社会福祉法人未知の会・幼保連携型認定こども園春日こども園
イ 老人デイサービス事業（その他の区分）（1施設）
・ 社会福祉法人祐正福祉会・ヌーベル木太

香川おもいやりネットワーク事業 加入申込法人（施設・社協） 一覧

（平成31年3月31日現在、網掛けは、平成30年度加入施設）

No.	施設所在市町名	社会福祉施設・社協名	施設等種別	社会福祉法人名	法人本部所在市町名
1	高松市	さぬき	養護	さぬき	高松市
2		あぜりあ園	養護	すみれ福祉会	高松市
3		岡本荘	特養	香東園	高松市
4		弘恩苑	特養	弘善会	高松市
5		すみれ荘	特養	すみれ福祉会	高松市
6		さくら荘	特養	すみれ福祉会	高松市
7		おりいぶ荘	特養	すみれ福祉会	高松市
8		桜樹苑	特養	すみれ福祉会	高松市
9		大寿苑	特養	大寿庵	高松市
10		返里苑	特養	守里会	高松市
11		花みずき	軽費	すみれ福祉会	高松市
12		サンリッチ屋島	軽費	瑞祥会	東かがわ市
13		サンライズ屋島	老健	ルボア	高松市
14		サン未来	障害入所	瑞祥会	東かがわ市
15		ウインドヒル	障害入所	ポム・ド・パン	高松市
16		すずらん	障害通所	朝日園	高松市
17		朝日平成園	障害通所	朝日園	高松市
18		いずみこども園	保育	いずみ保育園	高松市

19		生活支援センター高松 希	その他	いずみ保育園	高松市
20		さくら伏石保育園	保育	すみれ福祉会	高松市
21		かがわ総合リハビリテーションセンター	障害入所	かがわ総合リハビリテーションセンター	高松市
22		扇寿	特養	まほろば福祉会	高松市
23		竜雲舜虹苑	特養	竜雲学園	高松市
24		あかね	特養	光寿会	高松市
25		サマリヤ西春日	その他	サマリヤ	高松市
26		障害福祉サービス事業ぎんせいワーク	障害通所	銀星の家	高松市
27		シオンの丘ホーム	特養	牧羊会	高松市
28		春日こども園	保育	未知の会	高松市
29		ヌーベル木太	その他	祐正福祉会	さぬき市
30		高松市社会福祉協議会	社協	高松市社会福祉協議会	高松市
31	丸亀市	土器川荘	養護	鶴足津福祉会	宇多津町
32		青の山荘	特養	宝樹園	丸亀市
33		たるみ荘	特養	博安会	丸亀市
34		丸亀さんさん荘	障害入所	うぶすな会	丸亀市
35		今津荘	特養	鶴足津福祉会	宇多津町
36		紅山荘	特養	椿友会	丸亀市
37		マイルドハート丸亀	軽費	鶴足津福祉会	宇多津町
38		香川県ふじみ園	障害入所	香川県社会福祉事業団	丸亀市
39		土器川タウン	障害入所	鶴足津福祉会	宇多津町
40		萬象園	救護	萬象園	丸亀市
41		珠光園	特養	厚仁会	丸亀市
42		丸亀市社会福祉協議会	社協	丸亀市社会福祉協議会	丸亀市
43	坂出市	聖マルチンの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
44		マイルドハート坂出	軽費	鶴足津福祉会	宇多津町
45		楽笑	障害通所	楽笑福祉会	坂出市
46		瀬戸療護園	障害入所	瀬戸福祉会	坂出市
47		きやま	特養	敬世会	坂出市
48		愛生苑	特養	永世会	坂出市
49		わかたけ	障害通所	若竹会	坂出市
50		坂出市社会福祉協議会	社協	坂出市社会福祉協議会	坂出市
51	善通寺市	仙遊荘	特養	善通寺福祉会	善通寺市
52		白百合荘	特養	白百合福祉会	善通寺市
53		明日香	特養	千周会	善通寺市
54		善通寺希望の家	障害通所	希望の家	善通寺市
55		吉原保育所	保育	愛和福祉会	観音寺市
56		善通寺市社会福祉協議会	社協	善通寺市社会福祉協議会	善通寺市
57	観音寺市	丸山作業所	障害通所	三豊広域福祉会	観音寺市
58		はがみ苑老人介護支援センター	その他	観音寺福祉会	観音寺市
59		支援センターウィズ	障害通所	ラーフ	観音寺市
60		柞田保育所	保育	柞田福祉会	観音寺市
61		観音寺ふたば保育園	保育	観音寺ふたば福祉会	観音寺市
62		観音寺中部保育園	保育	ときわ福祉会	観音寺市
63		高室保育園	保育	高室福祉会	観音寺市
64		くれよん保育園	保育	花みずき福祉会	観音寺市
65		愛和保育園	保育	愛和福祉会	観音寺市
66		観音寺市社会福祉協議会	社協	観音寺市社会福祉協議会	観音寺市
67	さぬき市	志度玉浦園	特養	志度玉浦園	さぬき市
68		香東園	特養	香東園	高松市
69		ゆたか荘	特養	長尾福祉会	さぬき市
70		ハーティヴィラ亀鶴	その他	長尾福祉会	さぬき市
71		さわやかホーム	特養	津田福祉会	さぬき市
72		ヌーベルさんがわ	老健	祐正福祉会	さぬき市
73		真清水荘	障害入所	祐正福祉会	さぬき市
74		さぬき市社会福祉協議会	社協	さぬき市社会福祉協議会	さぬき市

75	東かがわ市	引田荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
76		湊荘	特養	瑞祥会	東かがわ市
77		絹島荘	特養	香東園	高松市
78		サンパール白鳥	軽費	瑞祥会	東かがわ市
79		リリック・ケアセンター	老健	瑞祥会	東かがわ市
80		ケアハウスひまわり	軽費	三本松福祉会	東かがわ市
81		ひまわり	老健	三本松福祉会	東かがわ市
82		東かがわ市社会福祉協議会	社協	東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市
83	三豊市	障害者支援施設みとよ荘	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
84		障害者支援施設高瀬荘	障害入所	鵜足津福祉会	宇多津町
85		三豊市社会福祉協議会	社協	三豊市社会福祉協議会	三豊市
86	土庄町	あづき	特養	明和会	小豆島町
87		ひまわりの家	障害通所	ひまわり福祉会	土庄町
88		土庄保育園	保育	聖愛財団	土庄町
89		土庄町社会福祉協議会	社協	土庄町社会福祉協議会	土庄町
90	小豆島町	マリアの園	特養	聖マルチンの家	坂出市
91		リベラルサンシャイン	特養	サンシャイン会	小豆島町
92		シーサイドサンシャイン	軽費	サンシャイン会	小豆島町
93		小豆島町社会福祉協議会	社協	小豆島町社会福祉協議会	小豆島町
94	三木町	朝日園	障害入所	朝日園	高松市
95		白山山荘	特養	木田福祉会	三木町
96		ヌーベル三木	その他	祐正福祉会	さぬき市
97		三木町社会福祉協議会	社協	三木町社会福祉協議会	三木町
98	直島町	レファシード直島	特養	ことぶき会	直島町
99		直島町社会福祉協議会	社協	直島町社会福祉協議会	直島町
100	宇多津町	寿楽荘	特養	鵜足津福祉会	宇多津町
101		マイルドハート21	軽費	鵜足津福祉会	宇多津町
102		ライトハートいきいき荘	老健	鵜足津福祉会	宇多津町
103		エコランド鵜足津	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
104		宇多津町社会福祉協議会	社協	宇多津町社会福祉協議会	宇多津町
105	綾川町	松林荘	特養	福寿会	綾川町
106		楽々苑	特養	共済会	綾川町
107		竜雲少年農場	障害入所	竜雲学園	高松市
108		綾川町社会福祉協議会	社協	綾川町社会福祉協議会	綾川町
109	琴平町	琴平町社会福祉協議会	社協	琴平町社会福祉協議会	琴平町
110	多度津町	桃陵苑	特養	多度津福祉会	多度津町
111		多度津町社会福祉協議会	社協	多度津町社会福祉協議会	多度津町
112	まんのう町	満濃荘	特養	正友会	まんのう町
113		仲南荘	特養	正友会	まんのう町
114		障害福祉サービス事業所かりん園	障害通所	鵜足津福祉会	宇多津町
115		まんのう町社会福祉協議会	社協	まんのう町社会福祉協議会	まんのう町
116	香川県	香川県社会福祉協議会	社協	香川県社会福祉協議会	高松市

4 主な事業の取組み実績

1 総合相談・支援事業

参画社会福祉法人施設と社協に相談・支援担当者を配置し、様々な「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、施設と社協が持つ強み（機能・資源）を活かし連携・協働して、制度につないだり、必要に応じて緊急的な支援である現物給付を行い、民生委員・児童委員等と協力しながら、総合相談・支援活動に取り組む。支援に当たっては、本人の自立に向けた支援策を検討する「地域トータルサポート会議」を市町ごとに開催する。

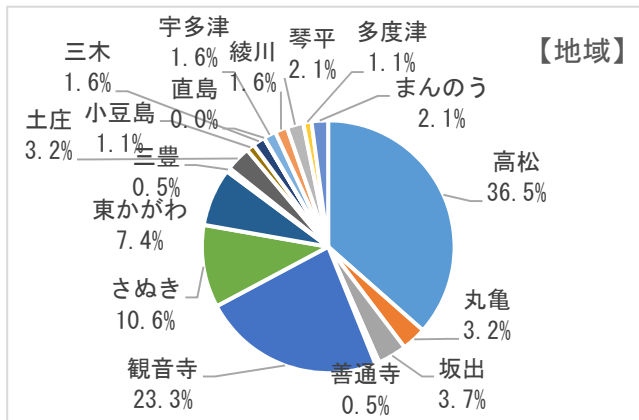
(1) 総合相談・支援実績（平成27年7月～平成31年3月）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規相談・支援件数 ()内、累計	195件	91件 (286件)	215件 (501件)	189件 (690件)
現物給付請求件数	39件	79件	90件	71件
現物給付請求金額 (円)	1,734,143円	2,724,308円	3,083,070円	3,377,526円

○ 平成30年度総合相談・支援事業集計（システム入力データ集計）

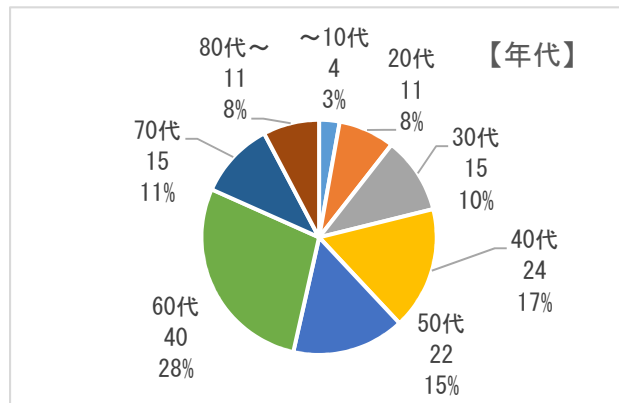
ア 地域

市町名	件数
高松市	69
丸亀市	6
坂出市	7
普通寺市	1
観音寺市	44
さぬき市	20
東かがわ市	14
三豊市	1
土庄町	6
小豆島町	2
三木町	3
直島町	0
宇多津町	3
綾川町	3
琴平町	4
多度津町	2
まんのう町	4
計	189



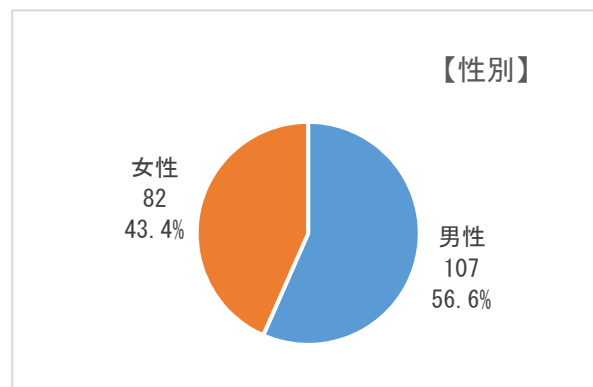
イ 年代

年代	件数
～10代	4
20代	11
30代	15
40代	24
50代	22
60代	40
70代	15
80代～	11



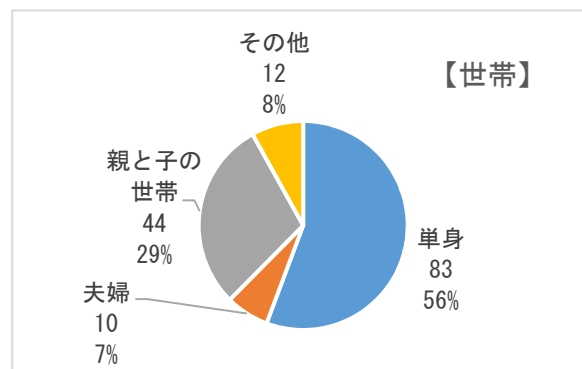
ウ 性別

性別	件数
男性	107
女性	82



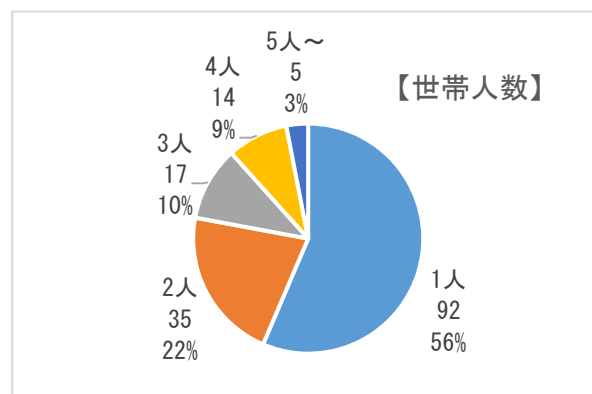
エ 世帯

世帯	件数
単身	83
夫婦	10
親と子	44
その他	12



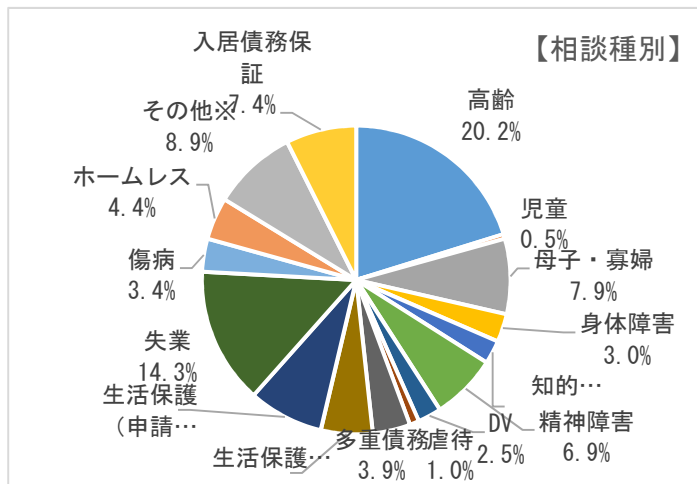
オ 世帯人数

世帯人数	件数
1人	92
2人	35
3人	17
4人	14
5人以上	5



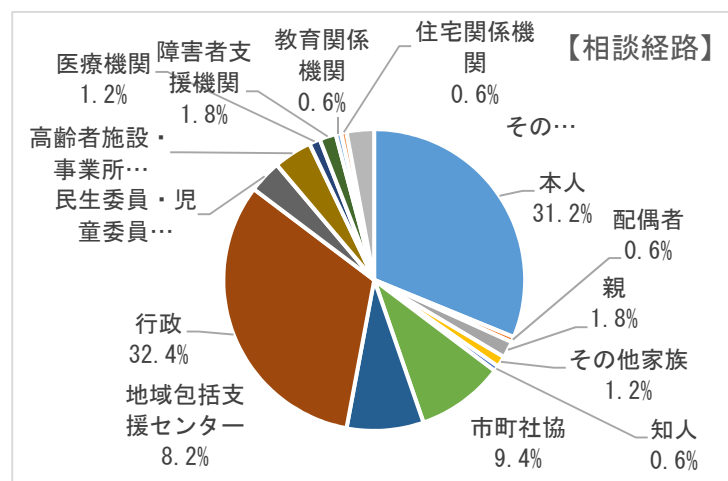
カ 相談種別（複数回答）

相談種別	件数
高齢	41
児童	1
母子・寡婦	16
身体障害	6
知的障害	5
精神障害	14
DV	5
虐待	2
多重債務	8
生活保護（受給中）	11
生活保護（申請中）	16
失業	29
傷病	7
ホームレス	9
入居債務保証	15
その他	18



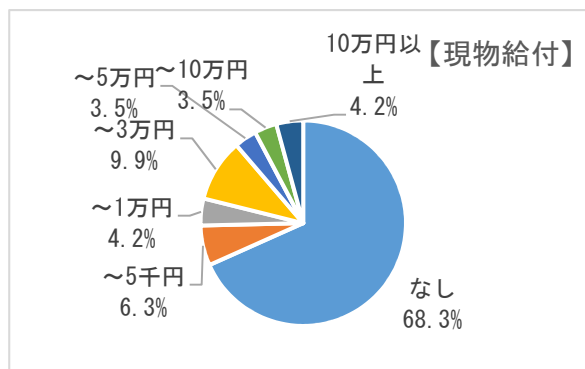
キ 相談経路（複数回答）

相談経路	件数
本人	53
配偶者	1
親	3
その他家族・親族	2
知人	1
市町社協	16
地域包括支援センター	14
行政	55
民生委員・児童委員	6
高齢者施設・事業所	7
医療機関	2
障害者支援機関	3
教育機関	1
住宅関係機関	1
その他	5



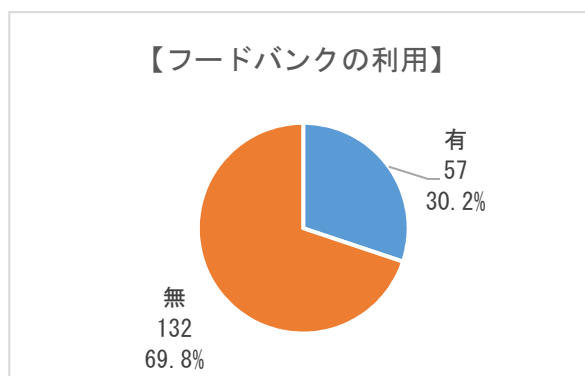
ク 現物給付の利用

現物給付額	件数
なし	97
～5千円	9
～1万円	6
～3万円	14
～5万円	5
～10万円	5
10万円以上	6



ケ フードバンクの利用

フードバンク利用	件数
あり	57
なし	132



(2) 現物給付等の状況 (平成27年7月～平成31年3月)

① 現物給付実績 (金額)

ア	平成27年7月～平成28年3月	1,734,143円
イ	平成28年4月～平成29年3月	2,724,308円
ウ	平成29年4月～平成30年3月	3,083,070円
エ	平成30年4月～平成31年3月	3,377,526円

合計 10,919,047円

(1件あたり平均 36,518円)

② 現物給付の月別金額

(円)

月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
4月		379,565	148,484	543,362	1,071,411
5月		153,249	302,634	111,539	567,422
6月		474,658	274,956	125,592	875,206
7月	55,597	166,176	37,450	66,512	325,735
8月	40,242	142,848	68,818	298,849	550,757
9月	48,644	132,605	298,174	136,558	615,981
10月	109,343	81,056	72,277	304,519	567,195
11月	104,550	50,041	115,428	44,332	314,351
12月	130,686	421,879	81,796	320,973	955,334
1月	59,077	11,150	469,477	83,986	623,690
2月	103,520	326,733	179,735	552,593	1,162,581
3月	1,082,484	384,348	1,033,841	788,711	3,289,384
合計	1,734,143	2,724,308	3,083,070	3,377,526	10,919,047

③ 現物給付の費目別金額

(円)

費目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家賃・住宅入居費用	178,010	639,060	913,728	1,352,759
電気料金	66,307	421,184	418,403	458,017
携帯電話等通信料	68,547	321,325	270,848	660,533
ガス料金	84,284	197,675	141,498	129,729
食材・食品購入費	149,000	152,160	143,834	118,540
税金滞納分支払費用	13,000	77,800	19,300	0
施設利用料	34,506	72,600	0	21,140
水道料金	17,300	71,572	72,755	49,028
その他 ※	1,123,189	770,932	1,102,704	587,780
合計	1,734,143	2,724,308	3,083,070	3,377,526

費目	合計
家賃・住宅入居費用	3,083,233
電気料金	1,363,911
携帯電話等通信料	1,320,713
ガス料金	553,186
食材・食品購入費	563,534
税金滞納分支払費用	110,100
施設利用料	128,246
水道料金	210,655
その他 ※	3,585,469
合計	10,919,047

※ その他

ガソリン代、各証明書取得費、医療費、診断書代、健康診断料、振込手数料、ごみ処理費、浄化槽メンテナンス代、切手代、精米費、日用品費、葬儀費、火災保険料、車検代、任意保険料、シルバー人材登録料、就労体験昼食費、灯油代、交通費、コインランドリー代、学費、消耗品費、施設原状回復費用、引越費

○ 各市町における現物給付支給額

費目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
高松市	14	253,738	31	568,052	20	430,764	22	1,049,791
丸亀市	2	182,256	5	442,749	4	150,764	6	207,163
坂出市	0	0	4	158,917	5	244,755	3	153,128
善通寺市	3	38,247	0	0	4	71,615	1	37,603
観音寺市	2	11,348	2	47,763	2	71,500	2	34,844
さぬき市	9	241,311	17	713,527	24	1,010,402	13	832,444
東かがわ市	3	39,367	5	93,387	1	40,000	2	27,009
三豊市	3	69,112	5	174,302	0	0	0	0
土庄町	2	2,200	3	33,150	3	8,113	3	25,303
小豆島町	2	22,444	3	110,082	5	21,683	0	0
三木町	1	3,150	3	26,300	3	40,272	3	150,786
直島町	0	0	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	0	3	35,815	1	44,460	2	164,631
綾川町	0	0	3	76,010	3	370,094	2	392,240
琴平町	2	814,496	2	124,476	5	485,127	7	182,972
多度津町	1	2,758	3	119,778	6	64,453	4	112,598
まんのう町	5	53,716	0	0	4	29,068	1	7,014
合計	49	1,734,143	89	2,724,308	90	3,083,070	71	3,377,526

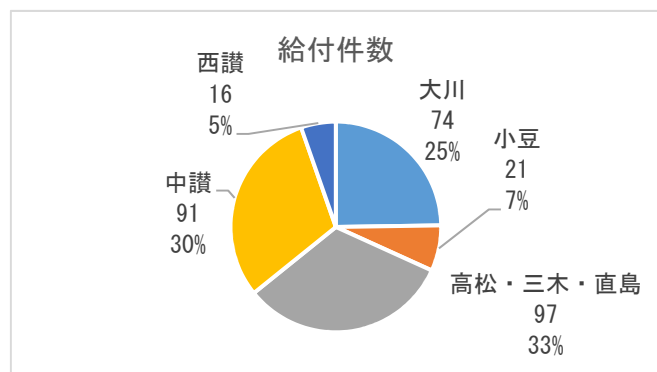
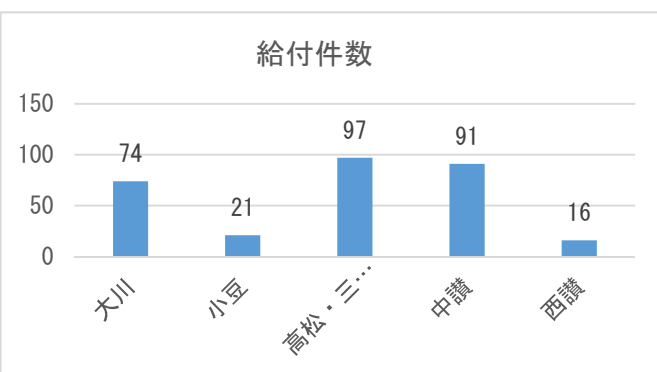
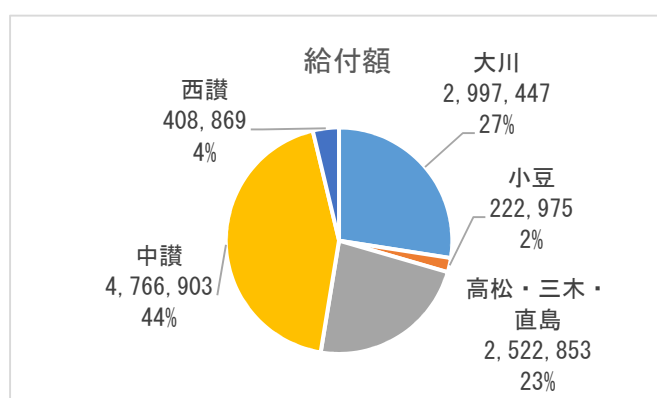
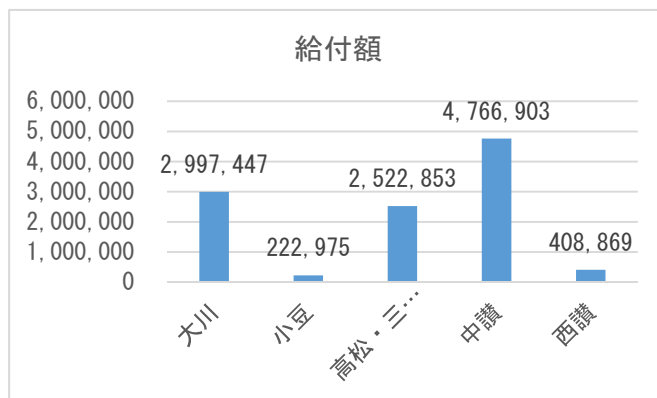
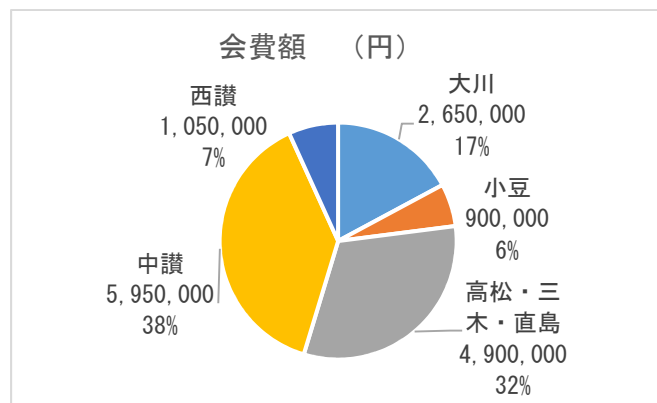
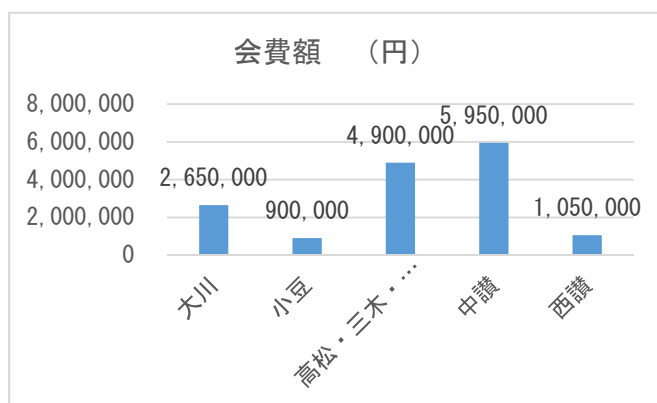
○ 各圏域の会費及び現物給付支給額

各圏域の会費額

圏域	会費額
大川	2,650,000
小豆	900,000
高松・三木・直島	4,900,000
中讃	5,950,000
西讃	1,050,000
県社協	100,000
計	15,550,000

現物給付金額及び件数

圏域	給付額	給付件数
大川	2,997,447	74
小豆	222,975	21
高松・三木・直島	2,522,853	97
中讃	4,766,903	91
西讃	408,869	16
	10,919,047	299



(3) 総合相談・支援担当者登録状況 (平成31年3月31日現在)

社会福祉法人施設 155名

市町社会福祉協議会 31名 計 186名

総合相談・支援の流れ

発見 連絡

支援を必要とする方を発見し、連絡します

「生活のしづらさ」を抱える方は、自ら「SOS」を発することができないことも多く、また、支援を拒否することもあります。地域の民生委員・児童委員をはじめとする幅広い福祉・医療関係者が、支援を必要としている方の発見につとめ、地域で「香川おもいやりネットワーク事業」に取り組む社会福祉法人施設や市町社会福祉協議会に連絡します。

- 市町行政 ○社協
- 地域包括支援センター
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉施設
- 児童相談所
- 医療関係者
- 地域住民 等

訪問 相談

行って、見て、聞いて状況を把握します

社会福祉法人施設や社会福祉協議会に配置されている相談・支援担当者が連携しながら、本人を訪問して状況を確認します。

制度 検討

適用できる既存制度がないか検討します

既存の制度が使えるか検討するとともに、相談・支援担当者や行政・福祉・医療関係者が連携して、地域トータルサポート会議を開催し、本人及びその世帯の自立に向けての支援計画（支援の目標に基づく当面の支援と継続的な支援内容等）を作成します。

- 生活保護制度
- 介護保険制度
- 生活困窮者自立支援制度
- 障害者自立支援制度
- 成年後見制度
- 生活福祉資金貸付
- 日常生活自立支援事業
- 無料低額診療事業
- 無料低額宿泊所

相談

制度・サービスにつなぎます

既存の制度がある場合は制度につなぐなどし、制度がない場合は支援の方法をさらに検討し、継続的に訪問・相談を行うなどし、さらには経済的支援についても検討します。

経済的 支援

経済的支援（現物給付）を検討・実施します

どの制度でも適用できない、または緊急を要する場合、まずは社会福祉施設や社会福祉協議会が持つ社会資源（食料や入浴、住まい等）やフードバンク等を活用して対応し、そのうえで現物支給による経済的支援（食材費や日用品費等）が行われます。

見守り

継続的に見守ります

本人の地域での自立をめざした生活を、社会福祉施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係者が継続的に見守り（訪問）、あるいは地域住民の協力も得ながら、相談を行うなどトータルにサポートしていきます。

2 地域のネットワーク体制づくり

市町社協が中心となり、市町ごとに社会福祉法人施設や民生委員・児童委員など福祉関係者の地域ネットワーク会議（連携・協働の場づくり）を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくります。

(1) 地域ネットワーク会議の開催状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催市町数	16	14	11	16
回数	49	43	38	44

○平成 30 年度地域ネットワーク会議の開催状況

市町名	開催期日
高松市	6月1日
丸亀市	4月23日、7月23日、10月29日、1月30日（視察）
坂出市	（担当者会）6月14日、9月13日、12月13日、 （アンケート調査・PR活動及び担当者会）11月22日、3月14日
善通寺市	7月19日、10月24日、3月8日
観音寺市	（代表者会）5月25日、（実務者会）6月25日、7月30日、12月13日
さぬき市	（代表者・実務者会）6月22日（個別ケース検討会）4月26日、 5月24日、7月20日、8月30日、9月21日、10月25日、11月22日、 12月27日、1月24日、2月21日、3月22日
東かがわ市	6月26日、9月12日、12月4日、2月28日
三豊市	8月30日
土庄町・小豆島町	9月4日、9月27日
三木町	3月8日
直島町	1月10日
宇多津町	4月25日、7月27日、10月22日、1月21日
綾川町	8月30日、3月26日
多度津町	2月13日
琴平町・まんのう町	11月9日

(3) 社会福祉充実計画（地域公益事業）における地域協議会の位置づけ

社会福祉法人が、地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、地域協議会等の意見聴取を行うことになっており、県が所轄する社会福祉法人が開催する地域協議会について、香川おもいやりネットワーク事業の市町地域ネットワーク会議がその役割（業務）を担うことになった。これらの業務については、香川県地域協議会設置・運営事業として、平成 29 年度から引き続き、香川県社協が、香川県から委託を受け実施した。当事業の総合相談・支援担当者連絡会で事業説明を行ったが、実際に地域協議会を行った実績はなかった。（4月10日、10月10日開催）

3 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

社会資源のリストづくり（相談窓口や社会福祉施設・社協が提供できる資源等のリストづくり）を行わずは活用し、さらには地域にない必要な資源や新しいサービスを研究・開発し、支援につなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に、順次取り組む。

(1) 香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業の実施

① 香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業とは

家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社協が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的に、平成28年3月からモデル事業として開始した。

② 事業の実施主体

おもいやりネット参画社会福祉法人施設、県市町社会福祉協議会

③ 事業の対象者

ア 香川おもいやりネットワーク事業で総合相談・支援に関わっている方で、この事業によって地域での自立した日常生活を送ることが期待できる方。

イ 家賃等については支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。

ウ 原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。

④ 保証の対象・限度額

ア 滞納家賃（建物質料、共益費）：月額家賃の3か月分に相当する額

イ 残存動産処分にかかる費用及び退去に伴う原状回復に係る費用：計10万円

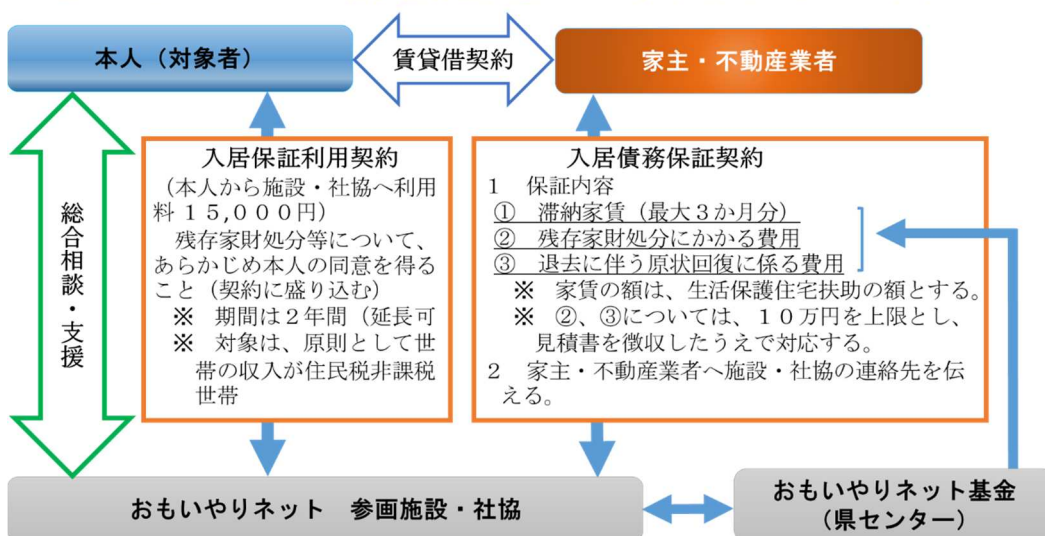
（月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする）

⑤ 保証の期間 原則2年以内（更新可能）

⑥ 保証料（本人利用料） 15,000円（2年分）

⑦ 契約件数 40件（平成31年3月末日現在）

香川おもいやりネット入居債務保証支援モデル事業 利用のながれ(仕組み)



(2) 居住支援の実施

① 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について

居住支援法人の指定を受け、関係機関・団体との連携を図り、総合相談・支援において、住宅確保に課題を抱える方への包括的な相談・支援に取り組んだ。

・指定日 平成30年11月7日

② 住まいの確保に関する検討会の開催

住宅確保要配慮者等の円滑な住まいの確保に向けて、住居確保とその際の保証に関する現状と課題について情報交換を行い、既存の制度やサービス、新たな保証の仕組みの必要性とあり方について検討するとともに、居住支援に関わるネットワークを構築することを目的に検討会を設置した。

・委員長 古川 慎一郎 氏 (弁護士)

[第1回]

・開催日 平成30年12月26日(水)

・場 所 香川県社会福祉総合センター

・内 容 住宅確保やその際の保証に関する現状と課題について 等

[第2回]

・開催日 平成31年2月22日(金)

・場 所 香川県社会福祉総合センター

・内 容 ・県内における居住支援に関する制度・施策の運営状況について
・入居債務保証支援モデル事業の利用状況について 等

③ 居住支援協議会への参加

居住支援協議会へ参加し、関係機関・団体との連携、情報共有を図った。

(3) 香川おもいやりネット居場所づくり等モデル事業の実績

これまでの総合相談・支援事業の中から見えてきた地域の課題等に対応するため、地域ごとに創意工夫した居場所づくり等の事業を、モデル事業として平成28年度から実施している。

① モデル事業の実施の目的

モデル事業では、大人から子どもまで地域がつながる垣根のない場をつくり、一方的に「支援する」、「支援される」関係性ではなく、地域の中で自分の役割を見いだせる居場所づくりを通じて、地域の中で支えあう仕組みづくりにつなげ、「香川型福祉でまちづくり」をめざし、香川おもいやりネットワーク事業の参画社会福祉法人施設及び市町社協の組織的・具体的な取組みとして、香川県内に広げていくことを目的として実施する。

② 平成30年度のモデル事業の取組み実績

実施団体	事業名・主な事業内容	助成金額
社会福祉法人 高松市社会福祉協 議会	①子育てふれあいサロン・三世代交流事業 高松市内2地区で、乳幼児と親同士、またデイサービス利用者との交流の場づくりと、子育てに関する相談等を実施。 ②子育て世帯の自立支援事業 制服・学校用品のリユース事業を通して、子育て世代の孤立しがちな方の就労の場づくりと生活困窮者世帯の子どもが教育を受ける場の確保を実施。	①100,000円 ②85,112円
社会福祉法人 善通寺市社会福祉 協議会	①ここめし 生活困窮者支援事業等の相談者を対象として食を通じた交流の場と居場所づくりを実施。 ②居場所づくり講座 居場所づくりに取組む人材育成。 ③ここ寄席 地域住民が相互に地域福祉活動を学ぶ機会として実施。(福祉教育)	計100,000円
社会福祉法人 観音寺市社会福祉 協議会	○地域の居場所「みんなの広場」事業 年齢や障害に関係なく、大人から子どもまでが集まり、安心して過ごせる地域の居場所づくりを目ざして、交流事業を実施。	93,350円
社会福祉法人 さぬき	○番町おもいやりカフェ 地域住民の居場所づくりや在宅生活支援事業(福祉・医療・介護教室等)を実施。	100,000円
社会福祉法人 大寿庵	①ボランティア養成講座 介護予防サポーター「支え～る隊」養成講座開催。 ②ぬくもりカフェ事業 認知症カフェを通じた、地域住民同士の交流、福祉教育を実施。	①51,000円 ②80,035円
社会福祉法人 志度玉浦園	○子育てサポートたまうら 年長児から小学校3年生を対象にした、学習支援と高齢者など地域との交流を行う「子どもの居場所」を特別養護老人ホーム志度玉浦園の空きスペースで運営。	3,510円

実施団体	事業名・主な事業内容	助成金額
社会福祉法人 祐正福祉会	①わんぱく教室 コミュニティカフェヌーベルかんざきにおいて、土曜日の児童支援として、子ども食堂や学習支援等を実施。 ②木太町校区育成会・高須地区子ども会季節行事 デイサービスセンターヌーベル木太を拠点に、地縁団体と連携・協働し、地域住民の多世代交流を実施。 ③三世代交流もちつき大会 高齢者複合施設ヌーベル三木を拠点に、昔遊びの伝承等を通して、多世代交流を実施。	①100,000円 ②58,524円 ③55,767円
社会福祉法人 聖マルチンの家	○まりあ茶屋 地域住民の交流の場づくり、生きがいづくりを実施。	60,075円

計 887,373円

(4) 新たな課題に対応する部会の設置について

これまでの総合相談・支援事業や、居場所づくり等モデル事業の取組みの中で、子ども・子育てをめぐる問題や、中間的就労の場の確保、住居入居や施設利用に当たっての保証人の確保の課題等が多く出されたことから、これらの課題への対応等についても協議を行うため、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会に2つの部会を設置した。

① 生活のしづらさを抱える方たちの権利擁護を考える部会

【部会での検討・実施項目】

- ア 施設入所における身元保証等に関するアンケート調査の実施
- イ 香川おもいやりネットワーク事業における新たな保証機能の検討
- ウ 社会福祉法人としての法人後見（後見支援業務）への関わりについて検討
- エ 「施設入所時等における身元保証や死後事務等の現状と課題に関する検討会」の設置

香川県社会福祉法人経営者協議会が、平成28年9月に社会福祉施設を対象にした「施設入所における身元保証等に関するアンケート調査結果」に基づき、今後、協議すべき課題等について整理するため、生活のしづらさを抱える方たちの権利擁護を考える部会の位置付けとした準備会を、平成28年度に2回開催した。その後、平成29年4月28日に正式に「施設入所時等における身元保証や死後事務等の現状と課題に関する検討会」を設置（事務局は県社協）し継続して協議を行い、平成29年8月21日に検討会としての中間まとめを作成・公表した。中間まとめに基づき、平成29年12月13日には、身元保証人等がいない入所希望者を受け入れた際の社会福祉法人施設側の対応や、法的な位置付けについて理解して、現場における課題や問題等について整理して、新たな仕組みづくりを検討するための研修会を、社会福祉法人施設を対象に開催した。なお、最終の報告書については、平成30年5月15日に取りまとめた。

ア 検討会開催 状況

- ・ 平成28年度 2月2日、3月7日（準備会）
- ・ 平成29年度 4月28日、6月8日、9月6日、11月13日、1月25日
- ・ 平成30年度 4月19日

イ 最終報告書における検討会としての成果について

これまでの検討会の協議で整理できたことを踏まえ、最終報告書では次の8点について、今後の課題や方向性について提起を行った。

- ・ 「身元保証人等」に関する課題の整理
- ・ 「身元保証人」や「身元引受人」等の用語の整理
- ・ 成年後見人等の役割の確認（成年後見制度の理解）
- ・ 社会福祉法人施設職員を対象とした研修会の実施
- ・ 医療同意等における課題の確認
- ・ 行政の役割の確認
- ・ 新しい仕組みの検討
（生活支援や入院の手続き、死後の対応まで盛り込んだ仕組みの創設）
- ・ 財源に関する課題提起

② 子どものいる世帯の貧困と居場所づくりを考える部会

【部会での検討・実施項目】

- ア 県内子ども食堂の取組み状況調査の実施
- イ 子ども食堂連絡会の立上げとフードバンク活動との連携
- ウ 社会福祉法人を対象にしたフードドライブの実施
- エ 「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアー」in かがわの開催

○ 県内の子ども食堂への継続的支援

平成28年度に設置した「かがわ子ども食堂連絡会」や県社協ホームページ特設サイトにおいて、県内で子ども食堂を実施する団体・個人の情報共有や情報発信を行った。

また、特定非営利活動法人フードバンク香川及び香川おもいやりネットワーク事業との連携により、寄付のあった食材や物品等による直接的な支援を実施した。

今年で3回目となる「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアーin かがわ」については、引き続き共催者として参画した。

ア 子ども食堂連絡会開催状況

〔第1回〕平成30年 6月26日

〔第2回〕平成31年 1月 7日

イ 子ども食堂連絡会に参画している子ども食堂実施団体（24団体）

○ 「広がれ、子ども食堂の輪！全国ツアーin かがわ」（第3回）の共催について

ア 開催日 平成31年2月24日（日）

イ 場 所 香川県社会福祉総合センター

ウ 主 催 第3回広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin かがわ実行委員会

エ 共 催 一般社団法人全国食支援活動協力会、かがわこども食堂連絡会
香川おもいやりネットワーク事業参画法人、当協議会

オ 参加者数 101名

カ 内 容

[午前] 基調提言 (オープニングセッション)

テーマ「子どもを中心に置いた持続可能な地域づくりを考える」

[午後] 分科会・分科会報告

分科会1「こども食堂×地域づくり」

分科会2「こども食堂×個別支援」

4 総合相談・支援担当者等の研修の実施 (人材育成・福祉教育の推進)

総合相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修やスキルアップ研修をはじめ、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、法人全体の人材育成につなげていく。

また、本事業を通じて社会福祉施設が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心 (気づき・学び) につなげ福祉教育を推進する。

(1) 総合相談・支援担当者等研修の開催

① 総合相談・支援担当者養成研修 (CSW 実践者養成研修)

ア 開催日 平成30年7月17日 (火) ~ 18日 (水)

イ 場 所 香川県社会福祉総合センター

ウ 参加者数 11名 (社会福祉施設職員、社協職員)

② 総合相談・支援担当者養成研修 (CSW 実践者スキルアップ研修)

ア 開催日 平成30年11月5日 (月) ~ 6日 (火)

イ 場 所 高松市社会福祉協議会

ウ 参加者数 9名 (社会福祉施設職員、社協職員)

③ 相談・支援担当者研修会

ア 開催日 平成30年12月8日 (土)

イ 場 所 香川県薬剤師会朝日町会館

ウ 講師 厚生労働省・地域力強化検討会委員

中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長 朝比奈 ミカ 氏

エ 登壇者

【実践報告者】

- ・ 社会福祉法人香東園在宅課長 清原 眞規子 氏
- ・ 社会福祉法人宇多津町社会福祉協議会相談支援員 山津 知弘 氏

【コメンテーター】

- ・ 厚生労働省・地域力強化検討会委員

中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長 朝比奈 ミカ 氏
・ 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会常務理事・事務局長 越智 和子 氏
【コーディネーター】

・ 社会福祉法人香川県社会福祉協議会事務局長 日下 直和

オ 参加者 58名

④ 香川おもいやりネット事業実践総括セミナー（第4回）

ア 開催日 平成31年2月5日（火）

イ 場 所 香川県社会福祉総合センター

ウ 内 容 平成30年度事業実施状況報告（事務局）

居場所づくり等モデル事業実践報告（7事業所）

エ 講 師 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事長 大橋 謙策 氏

オ 参加者 150名

(2) 事業説明会及び担当者等連絡会の開催

① 参画法人担当者（社会福祉施設・市町社協）連絡会の開催

[第1回]

ア 開催日 平成30年4月10日（火）

イ 場 所 香川県社会福祉総合センター

ウ 参加者 30名（社協職員のみ）

[第2回]

ア 開催日 平成30年10月10日（水）

イ 場 所 香川県社会福祉総合センター

ウ 参加者 57名

5 香川おもいやりネット基金の創設

（香川おもいやりネットワーク事業県センター設置）

参画社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費（別表）による、香川おもいやりネット基金を創設し各事業を実施するとともに、総合相談・支援担当者の研修の実施等事業全体をバックアップする香川おもいやりネットワーク事業県センター（事務局）を県社協に設置する。

また、事業全体の取り組みを情報発信して、さらには本事業の取り組みで明らかになった地域の福祉課題等の分析等を行い政策提言につなげていく。

(1) おもいやりネット基金の創設と事業全体の運営について

本事業の趣旨に賛同する社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費をもって創設する、香川おもいやりネット基金により運営している。

事業の推進・運営については、「香川おもいやりネットワーク事業運営委員会」（尾崎 民子委員長／社会福祉法人祐正福祉会 理事・介護老人保健施設ヌーベルさんがわ施設長）を設置し協議しており、平成30年度は4回開催した。

また、香川おもいやりネットワーク事業の事務局・県センターを県社協に設置し、

参加法人に配置されている総合相談・支援事業担当者の養成研修や担当者連絡会の実施、また総合相談・支援のあり方や新しいサービス開発について検討する「総合相談及び支援に関する小委員会」（越智 和子委員長／琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長）を平成30年度は4回開催した。

- ① 平成30年度事業運営委員会開催状況（4回開催）
 6月20日、9月18日、12月6日、平成31年3月6日
- ② 総合相談及び支援等に関する小委員会（4回開催）
 5月31日、11月13日、12月26日、平成31年2月25日

別表 香川おもいやりネット基金の年会費額

種 別			年額（円）
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム	200,000
		介護老人保健施設	200,000
	介護保険外	養護老人ホーム	100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス	100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設	200,000
	通所	障害福祉サービス事業所	50,000
児童福祉施設	入所（措置）	児童養護施設	100,000
		情緒障害児短期治療施設	100,000
		乳児院	100,000
	通所	保育所等	50,000
生活保護施設	入所（措置）	救護施設	100,000
その他	入所・通所	上記以外の施設	50,000
社協	県・市社会福祉協議会		100,000
	町社会福祉協議会		50,000
協力会員	個人1口以上、団体・法人5口以上		1口10,000

(2) おもいやりネット啓発イベントの開催と助成

地域の福祉まつり等で、おもいやりの啓発のためのブースを設けたり、施設と社協が協働して、香川おもいやりネットワーク事業の啓発イベントを開催したりする場合は、広報費（チラシ等作成経費）について、5万円を上限に助成した。

<広報啓発事業>

- ① 実施主体 支援センターウィズ
 ア 開催日 平成30年7月27日（金）～28日（土）
 イ 場 所 支援センターウィズ
 ウ 内 容 施設見学会や茶話会において、当事業の紹介を行った。
- ② 実施主体 支援センターウィズ
 ア 開催日 平成30年9月8日（土）
 イ 場 所 支援センターウィズ
 ウ 内 容 講演会チラシに事業内容を掲載し配布した。

- ③ 実施主体 ながおいきいき福祉まつり 2018 実行委員会
 ア 申請団体 さぬき市社会福祉協議会
 イ 開催日 平成30年10月14日（日）
 ウ 場所 長尾小学校
 エ 内容 ブースを出展し、事業とフードバンクのPR活動として、チラシ配布や手作りメェートさん等の販売を行った。
- ④ 実施主体 みんなでわっしょい実行委員会
 ア 申請団体 高松市社会福祉協議会
 イ 開催日 平成30年11月4日（日）
 ウ 場所 サンメッセ香川
 エ 内容 「リアル人生ゲーム～みんなでわっしょい～」においてブースを出展し、事業の啓発を行った。

(3) 香川おもいやりネットワーク事業の年間取り組み状況

期日	行事・事業内容
平成30年 4月10日	第1回担当者連絡会※社協のみ
5月31日	第1回総合相談及び支援に関する小委員会
6月20日	第1回事業運営委員会
7月17日 ～18日	総合相談・支援担当者養成研修（CSW 実践者養成研修）・基礎編
9月18日	第2回事業運営委員会
10月10日	第2回担当者連絡会
11月5日 ～6日	総合相談・支援担当者養成研修（CSW 実践者養成研修）・スキルアップ編
11月13日	第2回総合相談及び支援に関する小委員会
12月 6日	第3回事業運営委員会
12月 8日	総合相談・支援担当者研修会
12月26日	第3回総合相談及び支援に関する小委員会
11月5日 ～6日	総合相談・支援担当者養成研修（CSW 実践者養成研修）・スキルアップ編
平成31年 2月 5日	香川おもいやりネットワーク事業 実践総括セミナー
2月24日	「広がれ、こども食堂の輪!全国ツアーin かがわ」（第3回）の共催
2月25日	第4回総合相談及び支援に関する小委員会
3月 6日	第4回事業運営委員会

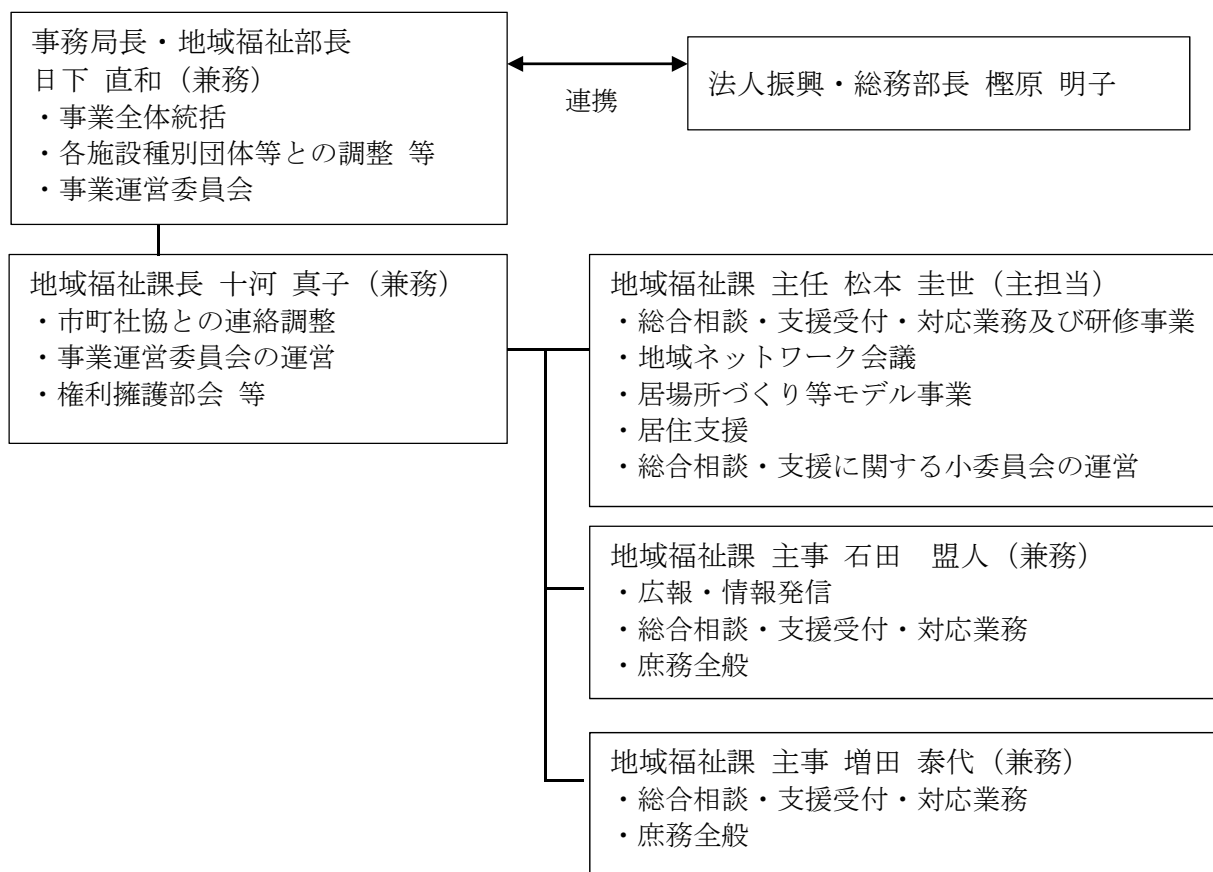
[香川おもいやりネットワーク事業の発表・視察関係等]

<平成30年>

- ・ 6月 2日 善通寺市民生委員児童委員協議会理事会（善通寺市）
- ・ 6月 9日 日本地域福祉学会第32回大会（静岡県）
- ・ 7月20日 伊予市民生委員児童委員協議会視察
- ・ 7月27日 都道府県経営協セミナー
- ・ 7月28日 四国地域福祉実践セミナーin香川・仲善
- ・ 8月28日 生活困窮者自立支援事業ネットワーク会議（松山市）
- ・ 10月 2日 桜井市民生委員児童委員協議会視察（丸亀市）
- ・ 11月30日 ニッセイ財団高齢社会ワークショップ（大阪府）
- ・ 1月25日 青森県社会福祉協議会視察（高松市・さぬき市）

(4) 事務局体制（平成31年3月31日現在）

[地域福祉部 所管]



5 香川おもいやりネットワーク事業 決算状況

(1) 平成30年度決算 (見込)

【収入の部】

(単位:円)

科目 (内容)	金額	備考
会費収入	15,600,000	① 施設法人 14,250,000 ② 社協 1,350,000
寄附金収入	100,332	
居住支援法人活動支援事業補助金収入	141,000	
参加費収入	4,000	
利息収入	250	
現物給付金返還金収入	571,414	
保証料収入	240,000	入居債務保証支援モデル事業保証料
雑収入	3,000	
収入合計 (A)	16,659,996	

【支出の部】

(単位:円)

科目 (内容)	金額	備考
人件費	5,836,998	職員2名分
職員給料支出	3,900,555	
職員賞与支出	1,150,775	
法定福利費	785,668	
事業費	6,341,831	
現物給付費	3,377,526	
諸謝金	340,000	講師等謝金
保証金	413,300	入居債務保証支援モデル事業保証費
旅費交通費	428,300	講師等交通費
消耗器具備品費	149,234	
保険料	205,280	総合・相談支援担当者賠償等保険料
賃借料	492,298	事業運営委員会・小委員会・研修会等会場費
車輛費	60,000	
印刷製本費	247,479	コピー代、資料作成費等
通信運搬費	159,982	資料・文書等郵送費
会議費	92,823	
広報費	321,209	チラシ印刷費・啓発グッズ作成費等
租税公課	10,400	
資料図書費	44,000	総合相談・支援担当者養成研修テキスト費
事務費	1,355,097	
研修研究費	4,000	研修参加費
通信運搬費	120,000	
事務消耗品費	28,252	広報用ソフト年間使用料
賃借料	1,147,961	PCリース料、支援システム年間利用料
保守料	54,884	PC関係
助成金	887,373	
居場所づくりモデル助成金	887,373	
	419,904	支援システム減価償却分
支出合計 (B)	14,841,203	
当期資金収支差額 (A-B) (C)	1,818,793	
前期末支払資金残高 (D)	16,101,551	
当期末支払資金残高 (C+D)	17,920,344	

参 考 资 料

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助の機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあつて、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題及び生活課題が深刻化している。

社会福祉法人香川県社会福祉協議会は、香川おもいやりネットワーク事業を、このような課題に対応する社会福祉関係者の協働の取組として、さらには、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の社会福祉法人、民生委員・児童委員その他の関係者が協働し、実施する香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット事業」という。）について、基本的な事項を定め、生活のしづらさを抱えた者を包括的に支援する仕組みをつくり、もって、地域における様々な福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条 おもいやりネット事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及びおもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人（以下「参加法人」という。）の協働の事業として実施するものとする。

(おもいやりネット事業実施法人の参加等)

第3条 おもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める入会申込書を提出するものとする。

2 参加法人は、おもいやりネット事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

3 参加法人は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(実施事業)

第4条 県社協及び参加法人は、地域のネットワークを構築する事業として、次に掲げるものを実施する。

(1) 地域のネットワーク体制づくり

ア 地域ネットワーク会議の開催（おもいやりネット事業の関係者による連携・協働（情報交換）の場づくり等）

- イ 地域の社会資源の活用や新しいサービスの開発の検討
- ウ 地域の居場所づくりの推進（世代や分野を超えた居場所づくり等）
- エ 地域の権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進、地域の見守り支援体制の強化等）
- (2) 総合相談及び支援
 - ア 地域の福祉課題及び生活課題の把握並びに総合的な生活相談及び支援の取組
 - イ 地域トータルサポート会議（個別支援調整会議）の開催
- (3) 地域の人材育成及び福祉教育の推進（専門職、住民の学びの場づくり等）
- 2 県社協は、おもいやりネット事業県センターを設置して行う事業として、次に掲げるものを実施する。
 - (1) 前項各号に掲げるものの実施に対する支援
 - ア 参加法人の担当者（総合相談・支援事業の担当者）に対する研修（コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修、スキルアップ研修等）の開催等人材育成に関すること。
 - イ 新しいサービス開発のためのテーマ別検討会議の開催
 - (2) 権利擁護・成年後見支援センターの機能強化
 - (3) おもいやりネット事業に係る取組の情報発信及び政策提言
 - (4) おもいやりネット事業の事務局の運営
 - (5) その他おもいやりネット事業推進のために必要な事業
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な運営要領は、別に定める。

（おもいやりネット基金の設置等）

- 第5条 おもいやりネット事業を実施するため、県社協におもいやりネット基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの年会費、第7条で規定する協力会費及び寄附金等をもって充てる。
 - 3 社会福祉法人からの年会費については、別表のとおりとする。
 - 4 おもいやりネット事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。
 - 5 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

（おもいやりネット事業運営委員会の設置等）

- 第6条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、香川県社会福祉協議会定款第20条第3項に基づき、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。
- 2 事業運営委員会は12名以内の委員で構成し、社会福祉法人の役職員、民生委員・児童委員、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、会長が委

囑する。

- 3 事業運営委員会に委員長 1 名及び副委員長 2 名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 事業運営委員会は、おもいやりネット事業の検討及び検証並びに第 4 条第 3 項の運営要領の検討を行う。
- 9 事業運営委員会は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事業の取組についての協議を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 10 事業運営委員会に、おもいやりネット事業の推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 11 アドバイザーは、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 12 アドバイザーは、事業運営委員会に出席し、助言及び提言を行うものとする。

(協力会員)

- 第 7 条 協力会員は、おもいやりネット事業の目的及び事業内容に賛同・協力する法人、団体及び個人で、事業運営委員会の承認を得たものとする。
- 2 協力会員からの年会費については、別表のとおりとする。

(個人情報)

- 第 8 条 おもいやりネット事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるととともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、おもいやりネット事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱に基づいて最初に任命された事業運営委員会の委員の任期は、第 6 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月7日から施行する。

〔別表〕

香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費

種 別			年 額(円)
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム	200,000
		介護老人保健施設	200,000
	介護保険以外	養護老人ホーム	100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス	100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設	200,000
	通所	障害福祉サービス事業所	50,000
児童福祉施設	入所(措置)	児童養護施設	100,000
		児童心理治療施設	100,000
		乳児院	100,000
	通所	保育所等	50,000
生活保護施設	入所(措置)	救護施設	100,000
その他	入所・通所	上記以外の施設	50,000
社協		県・市社会福祉協議会	100,000
		町社会福祉協議会	50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区 分		年 額(円)
協力会員	個人	1口10,000(1口以上)
	法人・団体	1口10,000(5口以上)

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会 委員名簿
 (平成31年3月31日現在)

(敬称略)

職名	氏名	所属法人・施設・団体名及び役職	種別
委員長	尾崎 民子	社会福祉法人祐正福祉会 理事 介護老人保健施設ヌーベルさんがわ 施設長	老人・障害
委員	忽那 ゆみ代	社会福祉法人いずみ保育園 理事長 いずみこども園 園長	保育所
副委員長	中條 弘矩	社会福祉法人香東園 理事 特別養護老人ホーム香東園 施設長	老人
委員	高橋 英雄	社会福祉法人朝日園理事長	障害
委員	森田 浩之	社会福祉法人長尾福祉会 理事長	老人・障害
委員	守家 敬子	社会福祉法人萬象園 理事長 救護施設萬象園 施設長	救護
委員	荻田 淳	社会福祉法人観音寺ふたば福祉会理事 観音寺ふたば保育園園長	保育所等
委員	川西 剛	社会福祉法人サンシャイン会 軽費老人ホーム シーサイドサンシャイン施設長	老人
委員	岡本 英彦	高松市社会福祉協議会 常務理事・事務局長	地域
副委員長	越智 和子	琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	地域
委員	武田 裕司	善通寺市社会福祉協議会 事務局長	地域
委員	高木 康博	香川県社会福祉協議会 常務理事・事務局長	事務局
委員	前田 昭文	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 会長	民生委員
アドバイザー	大橋 謙策	公益財団法人テクノエイド協 理事長 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所理事長	学識経験

おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 設置規程

(目的)

第1条 香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第9項の規定に基づき、要綱第4条第1項2号に規定する総合相談及び支援の具体的な方策等について協議するため、香川おもいやりネットワーク事業総合相談及び支援に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(主な協議事項)

第2条 この小委員会における主な協議事項は次のとおりとする。

- (1) 総合生活相談・支援の進め方と他機関・団体との連携方策
- (2) 経済的援助（現物給付）の方策
- (3) 相談・支援担当者の研修の進め方
- (4) 地域トータルサポート会議の進め方
- (5) その他、本小委員会の目的を達成するために必要な事項

(小委員会の構成)

第3条 この小委員会は8名以内の委員で構成し、小委員会を招集し会務を統括するため委員の互選により委員長を置く。

2 委員長の指名により、副委員長を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員の任期は小委員会の目的達成により終了するものとする。

4 委員長は小委員会の協議内容について、要綱第6条に規定する香川おもいやりネットワーク事業運営委員会委員長に随時報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第4条 委員はこの小委員会において知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に漏らしてはならない。また、委員の任を退いた後も同様とする。

(その他)

第5条 小委員会の庶務は、香川県社会福祉協議会地域福祉課において行う。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年6月3日から施行する。

この規程に基づく最初に委嘱された小委員会委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

香川おもいやりネットワーク事業
総合相談及び支援に関する小委員会 委員名簿
(平成31年3月31日現在)

(敬称略)

所属法人・施設・団体名及び役職	氏名	備考
萬象園理事長	守家 敬子	副委員長
特別養護老人ホーム大寿苑 施設長補佐	黒川 眞由美	
障害者相談支援センターりゅううん センター長 香川県地域生活定着支援センター センター長	川村 圭	
善通寺市社会福祉協議会 事務局長	武田 裕司	
琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	越智 和子	委員長

香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業（以下「おもいやりネット相談支援事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 おもいやりネット相談支援事業実施に当たっては、各市町内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(事業の位置づけ)

第4条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号に定められた第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各参加法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と規定する。

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者（生活のしづらさを抱える方）に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用するとともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2) 地域トータルサポート会議の開催

要支援者のアセスメント等に基づき、個別の課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する地域トータルサポート

会議を、各市町ごとに各参加法人が協働して開催する。

- 2 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たっては、要綱第4条第1号及び第3号に規定する各事業（地域のネットワーク体制づくり、地域の人材育成及び福祉教育の推進）と連携し効果的に取り組むものとする。

（相談・支援担当者の配置）

第6条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からおもいやりネット相談支援事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者（以下「相談等担当者」という。）を配置する。

- 2 相談等担当者は、要綱第4条の第2項に規定する香川おもいやりネットワーク事業県センター（以下「県センター」という。）が実施するコミュニティソーシャルワークに関する養成研修を、原則受講するものとする。
- 3 配置した相談等担当者に変更がある場合は、参加法人は県センターに報告する。

（相談・支援担当者の役割）

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

- 2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携（多職種と連携）し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

（経済的援助の対象者）

第8条 おもいやりネット相談支援事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の（1）から（5）に掲げる者を含む世帯とする。

なお、支払いは要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。

- （1）生計困難により食材費の負担が困難な方
 - （2）生計困難により光熱水費の負担が困難な方
 - （3）生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
 - （4）生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
 - （5）上記に類似する方
- 2 前項の規定にかかわらず、次の（1）から（7）に掲げる場合は対象としない。
 - （1）施設に入所している場合
 - （2）生活保護を受給している場合
 - （3）介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
 - （4）借入金、滞納金の返済に充てようとする場合

- (5) おもいやりネット相談支援事業の相談支援を受諾しない場合
- (6) 現金給付を求めたり現物給付のみを求める場合
- (7) 上記に類似する場合

3 経済的援助は原則として給付とする、ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を受け入れることとする。

(経済的援助による支援内容の決定)

第9条 現物給付による生活支援内容について、要支援者への相談等を重ねる中で、市町内の相談等担当者が協議し、関係機関と協議を行ったうえで、各参加法人の施設長及び市町社会福祉協議会事務局長が協議のうえ、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第10条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とする。これを超える額の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、要綱第6条に規定するおもいやりネット事業運営委員会(以下「事業運営委員会」という。)に報告する。

(経済的援助による支援期間)

第11条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、事業運営委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第12条 おもいやりネット相談支援事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条に規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号及び第3号に定める地域のネットワーク体制づくり並びに地域の人材育成及び福祉教育の推進に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業（以下「おもいやりネット地域体制づくり事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット地域体制づくり事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 事業の実施の際に、地域内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(実施事業の内容)

第4条 おもいやりネット地域体制づくり事業では、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 地域のネットワーク体制づくり（地域ネットワーク会議の開催）

各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の、連携・協働の場づくりである地域ネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくる。

(2) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

地域ネットワーク会議の開催に当たり、参加法人は協働して地域の福祉課題・生活課題の把握に努めるとともに、社会資源のリストづくり（地域の相談窓口、社会福祉施設や市町社協が提供できる資源等のリストづくり等）を行い、さらには地域にない必要な資源やサービスを研究・開発し、個別の支援やさらには地域の新しい仕組みづくりにつなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に取り組む。

(3) 相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

要綱第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援における、相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践に関する研修やスキルアップ研修、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、参加

法人の人材育成につなげる。

また、おもいやりネット地域体制づくり事業を通じて社会福祉施設や市町社協が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進する。

- 2 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たっては、要綱第4条第1項第2号に規定する事業（総合相談及び支援）と連携し効果的に取り組むものとする。

（個人情報保護）

第5条 おもいやりネット地域体制づくり事業において、参加法人及び関係者は要支援者等に関するの個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（委任）

第6条 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条で規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット」という。）の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「参画施設・社協」という。）が支援する者のうち、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない者について、おもいやりネット参画法人施設・社協が、家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保の支援、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業の名称は、香川おもいやりネットワーク入居債務保証支援モデル事業（以下「入居債務保証支援事業」という。）と称す。

(内容)

第3条 おもいやりネット県センター（以下「県センター」という。）は、おもいやりネット参画法人施設・社協が本事業を実施するうえで発生する入居債務保証金（以下「保証金」という。）について、おもいやりネット基金の予算の範囲内でおもいやりネット参画施設・社協に対して交付するものとする。

(対象者)

第4条 入居債務保証支援事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) おもいやりネットで総合相談・支援に関わっている方で、家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。
- (2) 世帯の収入が住民税非課税相当以下の者。
- (3) 前号の規定にかかわらず、特別な事由により、本事業を通じた支援が必要な場合は、香川おもいやりネット県センターに協議のうえ、本条における該当する者とすることができる。その場合においては、おもいやりネット事業運営委員会に報告するものとする。

(対象住宅)

第5条 おもいやりネット参画施設・社協と入居債務保証支援事業における債務保証の契約が可能である賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）とする。

(契約の締結)

第6条 入居債務保証支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は下記に定める契約を締結しなければならない。

- (1) 利用者は対象住宅に係る賃貸人と賃貸に関する仮契約を締結する。
- (2) おもいやりネット参画施設・社協と利用者は入居保証利用契約（様式1号）を締結す

る。

(3) おもいやりネット参画施設・社協と賃貸人は入居債務保証契約（様式2号）を締結する。

(4) 利用者と賃貸人は賃貸借契約を締結する。

2 利用者はおもいやりネット参画施設・社協に対し、前項第4号に定める賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

（契約の変更）

第7条 第13条に定める保証の期間内に、家賃等の変更があった場合は、利用者及び賃貸人は前条の契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第8条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物賃料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復に係る費用

（賃借人の通知の義務）

第9条 賃貸人は、家賃の滞納が累計で2か月分となった時点で、また、賃貸借契約を解除した場合は、おもいやりネット参画施設・社協に対しその旨を通知しなければならない。

（保証の優先順位）

第10条 第8条に規定する保証について、別途敷金が支払われている場合は、敷金からの支出を優先するものとする。

（保証の限度額）

第11条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

（原状回復の考え方）

第12条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

（保証の期間）

第13条 保証の期間は、2年以内とする。ただし、保証期間終了後の再申請を妨げない。

（保証料）

第14条 保証料は、15,000円とし、一括しておもいやりネット参画施設・社協に納付

- しなければならない。ただし、一括納付が困難な場合は分割で納付することができる。
- 2 前項の保証料について一括納付の場合は第6条第1項第2号に規定する契約の締結後、速やかに納付しなければならない。分割納付の場合は、この契約締結から最長2年間の分割払いとする。
 - 3 納付された保証料は、中途退去や契約に解除等の場合にあっても、これを返還しないものとする。

(入居債務保証金)

- 第15条 入居保証債務を履行するために必要となる保証金は、おもいやりネット基金の中から支出するものとする。
- 2 前条に規定する保証料は、保証金に組み入れる。

(契約の解除)

- 第16条 おもいやりネット参画施設・社協は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項第2号及び第3号に規定する契約を解除することができる。この場合、解除した旨を賃貸人及び利用者に対して通知することとする。
- (1) 第4条に掲げる要件を欠いたとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請により契約を締結したことが判明したとき
 - (3) 利用者が死亡したとき。ただし、第18条第1号に関する委任契約はこの限りでない。また、保証債務は死亡時点で清算する。
 - (4) 利用者があらかじめおもいやりネット参画施設・社協に連絡、通知することなく2か月以上対象住宅に不在が続き、又は行方不明のとき
 - (5) その他、参画施設・社協が契約の解除を適当と認めたとき

(契約の再申請)

- 第17条 第13条に規定する保証の期間満了後、引き続き入居保証を受けようとする者は、第6条に規定する契約を再度締結しなければならない。

(死亡した際の残存動産の処分)

- 第18条 利用者が死亡した際の残存動産処分は、下記のとおりとする。
- (1) 利用者は、おもいやりネット参画施設・社協に対し死亡した際の残存動産の処分について委任するものとする。
 - (2) 利用者が死亡したときは、おもいやりネット参画施設・社協はおもいやりネット基金より残存動産の処分に伴う費用を支出する。
 - (3) おもいやりネット参画法人施設・社協は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は相続人に返還するものとする。

(行方不明時の残存動産の処分)

第19条 利用者が第16条第4号に該当した際は、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 おもいやりネット参画施設・社協は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は利用者本人または相続人に返還するものとする。

(対象物件管理のための立入)

第20条 おもいやりネット参画施設・社協は、対象物件管理のため必要と認めるときは、賃貸人の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力しなければならない。

(実施地域)

第21条 入居債務保証支援事業の実施地域は、香川県内とする。

(おもいやりネット県センターの支援)

第22条 おもいやりネット県センターは、利用契約期間中の利用者の生活に関する相談等の支援を、おもいやりネット参画施設・社協や関係機関と連携して行うものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、施行に必要な事項はおもいやりネット運営委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

香川おもいやりネット認定事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川おもいやりネットワーク事業（以下、「香川おもいやりネット」という。）における、「香川おもいやりネット認定事業」（以下、「認定事業」という。）の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

認定事業は、地域の様々な福祉ニーズに対応するため、会員である社会福祉施設及び市町社会福祉協議会（以下「会員施設等」という。）が協議をしながら、市町（地域）ごとに創意工夫して、地域の福祉課題・生活課題等に対応するサービス・仕組みを開発・実施する事業に、地域の住民の参画や協力を得て取り組むものとする。

3 実施主体（助成対象団体）

認定事業の実施主体は会員施設等とする。

4 活動の支援等

香川おもいやりネット県センター（以下「県センター」という。）は、認定事業の立ち上げ等にかかる経費の助成及び運営への支援・協力を行う。

（１）助成限度額は１事業あたり１か年度１０万円（運営費支援）で２か年度を限度とし、また、助成事業実施に伴う賠償責任等の保険加入費用については、県センターで負担する。

（２）県センターは必要に応じ、運営への支援や連絡会、研修会等を実施する。

5 実施の申請

認定事業を実施しようとする会員施設等（以下「事業実施会員施設等」という。）は、「事業実施企画書」（様式認１）を作成し、別に定める期日までに県センターに提出しなければならない。

6 実施の決定及び助成金の交付

（１）県センターは「事業実施企画書」を受理し、事業の認定を行い、事業運営委員会で報告を行う。また、事業の認定について、事業実施会員施設等に通知するものとする。

（２）県センターは、事業実施会員施設等からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

7 実施の条件

事業実施会員施設等は、認定事業の実施にあたり、関係機関・団体及び県センターと連携を図り、また、参加者の安全への十分な配慮を行い実施するものとする。

8 実績報告

事業実施会員施設等は、毎年4月末日までに、県センターに、「実施報告書」（様式認2）を提出しなければならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、認定事業の実施及び助成に関して、必要な事項及びこの要領により難しい場合は、香川おもいやりネット運営委員会委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月6日から施行し、適用は平成31年4月1日からとする。



平成31年5月15日発行

香川おもいやりネットワーク事業 県センター

社会福祉法人香川県社会福祉協議会（事務局：地域福祉部 地域福祉課）

〒760-0017 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター

TEL 087-861-0546 FAX 087-861-2664

E-mail omoiyari@kagawaken-shakyo.or.jp